

Y G 健康保険組合の高額療養費及び付加金等の自動払いのための 個人情報 の 共同利用について

YG健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち被保険者等にとって利益となるもの、又は健保組合等の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものについては、ホームページ等へ掲載し同意を得る事とされています。

つきましては、皆さまのご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 利用目的

高額療養費及び一部負担還元金等について被保険者の申請に基づかず事業主を経由し自動的に支払うため。

2. 共同利用する個人情報の項目

被保険者証記号・番号、氏名、給付種別、支給金額等

3. 共同利用者の範囲

各適用事業所担当者

YG健康保険組合

4. 当組合における個人情報の責任者

常務理事